

障害基礎年金相談が予約制となります

初診日に国民年金1号被保険者(20歳前・60~64歳の方も含みます)である方の「障害基礎年金」は、旭川市役所で相談できますが、相談される方の待ち時間の解消や、十分な相談時間を確保するため、「令和7年2月10日(月)」から、「予約制」とします。

相談を希望される方は、お手数ですが必ず「電話予約」して頂き、予約日時に担当窓口(総合庁舎1階・2番窓口)へお越しください。

なお、予約せずに来庁された場合は、「相談予約」のみ可能です(原則、当日の相談はできません)。

予約制による相談開始日

令和7年2月10日(月) から

※令和7年2月分の予約は
「令和7年1月10日(金)」から受付します。

相談時間

月曜日から金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)
①午前 10時
②午後 2時

予約方法等

○予約期間 予約希望日の1か月前(前月の同日)から前日まで(閉庁日を除く)
※前月の同日が閉庁日の場合は、それ以後の最初の開庁日から受付します。
※前月の同日に対応する日が無い場合は、前月の最終開庁日から受付します。

○予約方法 電話予約 25-6306 (市民課・国民年金担当直通)

○予約受付時間 午前9時から午後5時(月曜日～金曜日)
※祝日・休日・年末年始を除きます

○「障害基礎年金の予約相談なので職員を呼んでほしい」と、1階案内の職員にお声がけください。
※案内職員がいない場合は、総合庁舎1階・2番窓口まで直接お越しください。

注意事項

○相談には、1~2時間程度かかります。時間に余裕を持ちお越しください。

○予約時間に遅れるときは、「25-6306」まで、必ず電話連絡してください。

○電話連絡無しで予約時間に30分以上遅れた場合は、キャンセル扱いとなり、予約の取り直しが必要です。

○裏面の、相談前の確認事項をお読みいただき、相談にお越しください。

○月末は相談が混み合いますので、早めの相談予約をお願いします。

(裏面へ)

障害基礎年金相談前の確認事項

○相談当日必要なもの

①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書等）

②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳等）

③委任状（本人とは別世帯の方のみがお越しになる場合）と代理人の本人確認書類。

※委任状様式が必要な場合は、電話予約の際に、お申し出ください（郵送いたします）。

※日本年金機構ホームページからも、ダウンロードできます。

（https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.files/1_inin.pdf）

④その他、相談の参考になると思われるもの

（初診日や治療経過が書かれた書類、お薬手帳等）

○相談前に確認していただくこと

①障害年金を請求する傷病名（病名）

②傷病の「初診日」と「通院歴」

※転院がある場合の「初診日」は、その傷病で「一番最初に医師の診察を受けた日」。

旭川市市民生活部市民課（国民年金担当） TEL 25-6306